

地域循環型白鷹ウェルネスツーリズム推進事業業務プロポーザル実施要綱

1 目的

これまで本町において取り組んできた観光の構造は通過型観光を主とするものであり、コロナ禍以降の観光需要の変化も影響し観光消費額は未だコロナ禍以前（平成30年度以前）の消費額まで回復していない状況にあることから、持続可能な観光事業の展開及び交流人口の拡大のため、町内観光資源を連携（循環）させた滞在型観光への転換を図る必要がある。

コロナ禍を経た旅行に対するニーズは、団体旅行から個人旅行へシフトし、“より上質で特別感のあるもの”を求める傾向が強まるなど大きな変化が生じている。これらの状況を踏まえ、これまで、各団体や施設が独立した事業として展開している町内に点在する観光資源や地域の魅力を「ウェルネスツーリズム」をキーワードに連携することにより新たな観光のスタイルの確立を目指す。地域の資源の磨き上げや洗い出しを行い、「文化」×「観光」や「アクティビティ」×「観光」など観光需要へ合わせた観光コンテンツの創出や、宿泊施設との連携を強化し滞在型観光へシフトすることにより、新たな人の流れを形成し交流人口・関係人口の拡大を図るとともに、地域の観光資源等の持続可能性と観光消費額の拡大を図ることを目的とする。

2 業務概要

(1) 業 務 名

地域循環型白鷹ウェルネスツーリズム推進事業業務

(2) 業務内容 別紙「地域循環型白鷹ウェルネスツーリズム推進事業業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。ただし、契約時における仕様書については選定された候補者の企画提案内容に応じて変更することがある。

(3) 委託期間 契約締結日から令和8年3月19日まで

(4) 業務委託料 20,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）以内

※内閣府の新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）対象事業

3 参加資格等

プロポーザルに参加できる者は、次の条件をすべて満たす者とする。

(1) 法人格を有するものであること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続き開始の申立てがなさ

れている者でないこと。

(5) 白鷹町発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。

(6) 白鷹町暴力団排除条例（平成24年3月23日条例第1号）第2条第1号の暴力団、同条第2号の暴力団員及び同条第3号の暴力団員等のいずれにも該当しないこと、また、いずれかの利益となる活動を行う者でないこと。

4 実施スケジュール（予定）

プロポーザルの実施スケジュールは次のとおりとする。

項目	期日	備考
実施要綱等の公表	令和7年 5月 8日（木）	ホームページ掲載
質問事項の受付	令和7年 5月 8日（木）から 令和7年 5月20日（火）まで	17時必着
質問事項の回答	令和7年 5月22日（木）まで	電子メール等
参加表明書等及び 企画提案書の提出	令和7年 5月28日（水）まで	17時必着
1次審査結果通知	令和7年 5月29日（木）まで	
2次審査会（プレゼンテーション審査）	令和7年 6月 3日（火） 13時30分～15時30分 ※ 詳細な時間は参加者確定次第通知	
審査結果通知	令和7年6月上旬	
契約締結	令和7年6月上旬	

※上記スケジュールは変更となる場合がある。

5 参加申し込み

(1) 提出書類

- ① 参加表明書（様式第1号）
- ② 企画提案書
- ③ 見積書
- ④ その他参考資料（会社概要等説明に必要なもの）

(2) 提出部数 9部（原本1部、写し8部）ホチキス綴じとする。

(3) 提出方法 持参又は郵送（当日到着分のみ有効）

(4) 提出期限 令和7年5月28日（水）17時

(5) 企画提案書の構成

- ① 仕様書「3 業務内容」の各項に対する提案（実施方法、回数、想定される手法など具体的な数値等を盛り込むこと。）
- ② 独自の効果的な提案（上記①同様、具体的な数値等を盛り込むこと。）

- ③ 業務全体のスケジュール表（着手から完了までが分かるもの。）
- ④ 業務に携わるスタッフ体制及びスタッフの実績
- ⑤ 他地方公共団体等における同種又は類似業務の業務成績（直近５年間の実績）
- ⑥ 見積書（仕様書に掲げる業務の着手から完了までにかかる各項目の費用（人件費と仕様書「３ 業務内容」にかかる経費、その他の経費は明確に区分し、消費税及び地方消費税を含んだ金額を記載すること。））

6 内容についての質疑受付・回答

（１）質疑がある場合は、その旨を書面「質問書（様式第４号）」に記載のうえ、電子メールにて送付すること。なお、電子メール送信の際は件名に「地域循環型白鷹ウェルネスツーリズム推進事業業務質問書（業者名）」と記載すること

①受付期間：令和７年５月８日（木）～５月２０日（火）

②提出場所：白鷹町商工観光課 観光交流係

E-mail：shoukou@so.town.shirataka.yamagata.jp

（２）質問に対する回答は以下のとおり。

①回答日時：令和７年５月２２日（木）までに随時回答する。

②回答方法：電子メール等にて回答する。

7 審査・選考方法

（１）１次審査

１次審査では、応募者が提出した企画提案書及び業務実績等を審査し、上位３位までを２次審査対象者として選定する。

１次審査の結果、選定された者には、その旨を電子メール及び書面により通知する。選定されなかった者に対しても、その旨通知する。また、応募者の得点は公表及び開示しない。なお、審査経過及び審査結果に関する質問、異議申立ては一切受け付けないものとする。

応募が３社を超えなかった場合、１次審査は実施しない。

（２）２次審査

２次審査では、１次審査で選定された提案者による提案書等についてプレゼンテーション（１件２０分）及び審査委員によるヒアリング（１件１０分）を実施し、最優秀提案者及び次点提案者をそれぞれ１者選定する。

応募者が１社のみだった場合も審査を行い、（３）に掲げる総得点の審査委員平均の６割を合格点とする。

① ２次審査に参加できる人数は１提案者３名以内とし、２次審査の詳細は２次審

査対象者に対してのみ通知する。

② 会場及びスクリーンは白鷹町が準備し、プロジェクター、パソコン等の機器類は、提案者が準備する。

③ 審査の結果は、電子メール及び書面にて通知するとともに、白鷹町ホームページに掲載する。

④ 応募者の得点は公表及び開示しない。また、審査経過及び審査結果に関する質問、異議申立ては一切受け付けないものとする。

(3) 2次審査の評価基準

審査の評価基準は以下のとおりとする。

	評価項目	配点
①	本町の現状分析と事業目的の理解	15点
②	仕様書と整合がとれた具体的な内容がある提案	15点
③	提案の創意工夫・新規性	15点
④	提案の実現性	15点
⑤	事業運営の持続可能性	15点
⑥	実施体制	15点
⑦	業務実績	10点

8 委託契約

最優秀提案者と提案内容、契約手法等の詳細を協議のうえ受託事業者として特定し、事業実施に係る委託契約を締結するものとする。

企画提案書の内容によっては、契約時の仕様書に反映する。

9 提出書類の取扱い

本業務に関する提出書類の取扱いは以下のとおりとする。

- (1) 本業務に関する提出書類は一切返却しない。
- (2) 提出書類は本プロポーザルに係る業務に使用する場合に限り複写する場合がある。
- (3) 提出書類は他事業者に提供しない。
- (4) 応募の際に要する経費などプロポーザルの参加に要する経費については、参加者の負担とする。

10 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

11 問い合わせ及び提出先

本事業の問合せ及び書類の提出先は以下のとおりとする。

白鷹町 商工観光課 観光交流係

〒992-0892 山形県西置賜郡白鷹町大字荒砥甲 833

電話：0238-85-6126 FAX：0238-85-2128

E-mail：shoukou @so.town.shirataka.yamagata.jp

附 則

この要綱は、令和7年4月30日から施行する。